

第 5 次佐倉市行政改革実施計画  
(平成 25 年度 ~ 平成 27 年度)

平成 25 年 11 月  
佐倉市



## 目次

1	第5次行政改革実施計画の概要	4
2	取組方策	5
方策1	地域コミュニティへの支援、協働の推進	5
方策2	市民との情報共有の推進	6
方策3	地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進	8
方策4	納得度の高い行政サービスの推進	9
方策5	重点施策への集中と佐倉の魅力の創造・発信	13
方策6	公共施設・公共インフラの持続性確保	14
方策7	業務執行体制の最適化	16
方策8	財政基盤の強化を図るための財源の確保に向けた工夫	17

## 1 第5次行政改革実施計画の概要

第5次佐倉市行政改革においては、今後の少子高齢化・人口減少社会の進展、行政需要の多様化、地方分権時代の到来などの社会経済状況の変化に対応した持続可能な行財政運営を確立することを重要な課題としています。

また、行政改革を通して、第4次佐倉市総合計画前期基本計画における重点施策の進捗度を高め、平成28年度から始まる後期基本計画以降のまちづくりへとつなげていくこととしています。

この行政改革実施計画は、平成25年度から平成27年度までの期間において、第5次佐倉市行政改革大綱の3つの基本方針と8つの方策に基づく具体の改革項目を定めるものであり、平成17年度から21年度にかけて実施した第4次佐倉市行政改革実施計画（集中改革プラン）で未完了となった「受益と負担のあり方の見直し」「電力の一般競争入札により経費節減」を含む31項目に取り組むことといたしました。

また、その進捗管理は、佐倉市行政改革推進本部により行うこととしています。

## 2 取組方策

### 方策1 地域コミュニティへの支援、協働の推進

【大綱】まちの活力を高めるためには、ともに支え合う地域コミュニティの充実を図ることがとても重要であることから、自治会、防犯活動団体、消防団などの地域活動や自主防災組織、地域まちづくり協議会の設立や活動への支援を更に充実し、地域における自治の強化を図り、自助、互助・共助を推進します。

あわせて、これらの団体と行政が、互いに協力し、地域において、多角的に公共サービスが提供される体制の構築をめざし、協働によるまちづくりを更に推進します。

#### 【実施計画】

整理番号	1-1	とりまとめ所属	自治人権推進課
実施項目	市民活動の担い手づくり、支援の拡充		
現状	まちづくりの担い手となる市民活動団体の支援、協働事業の推進などの取組みを進めるとともに、市民活動団体等の取組みに関する広報を行い、協働に対する市民の理解を深めています。		
改革の方針	団塊世代の退職等により、地域で暮らす人が増えていることから、地域活動への参加を促進するための啓発活動を拡充するとともに、まちづくり協議会の設立をはじめ、民生委員・児童委員などの担い手づくりや地域活動団体への支援の充実を図ります。		

整理番号	1-2	とりまとめ所属	防災防犯課
実施項目	自主防災組織への支援の拡充		
現状	新たに設立する自主防災組織（以下、団体）に防災資機材の貸与を行っているほか、新たに設立した団体及び設立から5年までの団体に対して、助成金による支援を行っています。		
改革の方針	新たに設立する自主防災組織への支援に加えて、設立から10年を超える団体に対して、活動の継続、充実のための助成を実施するなど、支援の充実を図ります。		

## 方策 2 市民との情報共有の推進

【大綱】協働によるまちづくりの前提となる市民との信頼関係の構築には、行政と市民が情報を共有することが重要であることから、広報紙やホームページなどを活用して、積極的な市民への情報提供を更に進めます。また、事業等の結果だけではなく、事業開始前の工程表の提示や、事業途中の進捗状況に関する情報提供に努めるとともに、市民が不安を抱く可能性のある情報を公表する際には、併せて、その対策を明示していくなど、提供情報の内容についても充実を図ります。

また、附属機関等の見直しや、これまでまちづくりに参加することのなかった人たちにも政策形成に参画してもらう方法を積極的に取り入れ、意識調査やパブリックコメント、各種附属機関等さまざまな場面、媒体を通して寄せられる意見の政策決定への反映や専門的知見の活用を更に進めます。

### 【実施計画】

整理番号	2-1	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	政策形成過程への市民参加の拡充		
現状	毎年度、無作為抽出による郵送の市民意識調査を実施しています。また、市の施策に対する意見の公募や附属機関等の委員の公募を行っています。		
改革の方針	ウェブアンケート等の新たな方法による意識調査や、参加者を無作為抽出して行う意見交換会など、今まで参加する機会がなかった方々にも市政に参加していただける機会の拡充を図ります。		

整理番号	2-2	とりまとめ所属	総務課
実施項目	附属機関、懇話会等の総点検の実施		
現状	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により法律または条例により設置している附属機関は 37 機関、規則または要綱等により設置している附属機関に類する機関は 23 機関あり、諮問等に応じて、調査、審議などを行っています。		
改革の方針	附属機関に類する懇話会等について、その必要性、位置付けの適正性等を確認する総点検を行います。その上で、統廃合や条例による位置付けを検討します。		

整理番号	2-3	とりまとめ所属	広報課
実施項目	市政情報の発信策の充実		
現状	<p>市政情報は、こうほう佐倉、ホームページ、記者発表などを通じて積極的かつ効果的な広報に努めています。また、災害時の避難勧告等の防災情報をはじめ、平常時は行政情報等を防災行政無線にて放送しています。あわせて、携帯電話の文字情報サービスでメール配信を行っています。</p> <p>また、市ホームページでは、市政情報の動画配信も開始しています。</p>		
改革の方針	<p>SNS（ソーシャルネットワークシステム）の利用など、情報発信手段の多様化を図ります。</p>		

### 方策3 地方公共団体、大学、企業等との連携協力の推進

【大綱】女子美術大学や順天堂大学との連携協働に関する協定のほか、企業との災害時等における物資供給に関する協定、社会福祉法人との福祉避難所の設置運営に関する協定など、これまで進めてきた災害時等における対応、教育、文化の振興と発展、人材育成、まちづくり、産業振興等の様々な分野における団体や企業等との連携、協力を更に拡大、充実させます。

また、他の地方公共団体等との交流、連携を通じて、佐倉市の学術、文化、行政施策のレベルアップを図ります。

#### 【実施計画】

整理番号	3-1	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	大学、企業、団体等との連携・協力の充実		
現状	女子美術大学及び順天堂大学と連携協働に関する協定を締結し、各種事業への大学生の協力参加などの連携協力を行っています。また、数多くの企業、団体と災害時における物資供給に関する協定等を締結するなど、災害時における協力体制の整備を進めています。		
改革の方針	多様化する地域課題の解決に向けて、大学、団体等の専門分野を活用した連携事業の拡充に努めるとともに、教育・文化の振興、人材育成など様々な分野において、新たな協力体制の構築を図ります。		

整理番号	3-2	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	他地方公共団体との連携・協力の充実		
現状	学術、文化、行政施策などに関して他の地方公共団体等との交流及び連携を図っています。		
改革の方針	佐倉市の学術、文化、行政施策のレベルアップを図ることを目的として、友好都市、姉妹都市等の締結なども含め、他の地方公共団体等との協力体制の充実を図ります。		



#### 方策 4 納得度の高い行政サービスの推進

【大綱】市民に信頼される市政運営を確立するために、利用者の立場に立って行政サービスを検証し、市民の視点から業務を見直し、改善を図ることで、行政サービスの質を向上させ、市民から見て納得度の高い行政サービスの実現を目指します。

特に、補助金、交付金については、社会経済情勢の変化などにより、効果が薄れていないか、市民ニーズと行き違いが生じていないかなどを精査します。

また、使用料・手数料の見直しなど、行政サービスの納得度の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

行政サービスの提供主体についても改めて検証し、コスト面だけでなくサービスの質の確保と向上を重視しつつ、民営化・委託化等を含め行政サービスの提供方法について検討します。

#### 【実施計画】

整理番号	4-1	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	外部委託等の総点検		
現状	簡素で効率的な行政を目指すという基本原則のもと、その執行を企業や団体等に委ねたほうが効率的・効果的に実施できると判断した業務は、積極的に、アウトソーシング（外部委託）を実施しています。		
改革の方針	現在直営により実施している業務の中で、アウトソーシング（外部委託）したほうが効率的又は効果的である業務がないか総点検を行います。 一方、現在、外部委託をしている業務についても、効率的・効果的に実施されているか、提示する仕様書の内容が適正かどうかなどを判断するためのチェックリストを作成し、点検を行います。		

整理番号	4-2	とりまとめ所属	資産管理経営室
実施項目	公の施設の管理方法の総点検		
現状	公の施設の管理方法については、第4次行政改革期間中に総点検を行い、直営のままとするか指定管理者制度を導入するか等を判断し、指定管理者制度導入基本方針（現在は第2版）に基づき、36施設に指定管理者制度を導入しています。		
改革の方針	直接管理している施設を対象に、再度、指定管理者制度導入の可能性についての点検を行います。 また、指定管理者制度により運営している施設については、指定期間終了年度に、設置目的に基づく安定的かつ質の高いサービス提供ができていないかを点検します。		

整理番号	4-3	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	市主催（共催）行事等の見直し		
現状	市主催行事等は、総合計画の施策を達成する手段として、費用対効果等を検討し、各所管課において、企画・実施しています。		
改革の方針	必要性、有効性、市民協働によるまちづくりの視点等から、市が主催する行事等の内容、経費負担等を点検し、事業の統合等を含めた見直しを行います。		

整理番号	4-4	とりまとめ所属	財政課
実施項目	補助金・交付金の見直し		
現状	補助金・交付金は、毎年度、予算要求時に見直しを行い、3年ごとに、学識者、公募市民等による補助金等検討委員会による精査を行っています。		
改革の方針	補助金・交付金の目的や効果などを総合的に勘案して、補助金等交付基準の見直し並びに各補助金及び交付金の見直しを行います。		

整理番号	4-5	とりまとめ所属	財政課
実施項目	各種団体への加入・負担金の見直し		
現状	行政課題に対応するために各種の協議会や任意団体に加入し、政策研究、他団体との連絡調整、政策の協調等を図っています。		
改革の方針	各種団体（協議会等）への加入目的、負担金等の費用対効果などについて点検を行い、効果の低くなったものについては退会も含め、見直しを行います。		

整理番号	4-6	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	使用料の見直し		
現状	第4次行政改革実施計画（集中改革プラン）において、全ての手数料・使用料等について、受益と負担のあり方を見直す組織を設置し、見直しを定期的に行う仕組みを構築することとしていましたが、未完了項目となっています。また、使用料の額は、近隣市町の状況等を勘案して決定されており、『佐倉市公の施設の貸室等に係る使用料等の適正化への取組指針』を除き、統一した積算基準は定めていない状況です。更に消費税率の引き上げに対する対応方針を決定することが求められています。		
改革の方針	使用料の性質毎に、使用料の積算の考え方を整理し、それに基づく使用料額の見直しを行います。また、全ての使用料の積算根拠を公表し、定期的に見直しをする体制を整備します。減免のあり方についてもあわせて検討します。		

整理番号	4-7	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	手数料等の見直し		
現状	第4次行政改革実施計画（集中改革プラン）において、全ての手数料・使用料等について、受益と負担のあり方を見直す組織を設置し、見直しを定期的に行う仕組みを構築することとしていましたが、未完了項目となっています。また、手数料の統一した積算基準は定めていない状況です。更に消費税率の引き上げに対する対応方針を決定することが求められています。		
改革の方針	手数料の積算の考え方を整理し、それにもとづく手数料額の見直しを行います。また全ての手数料の積算根拠を公表し、定期的に見直しをする体制を整備します。		

整理番号	4-8	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	窓口サービスの見直し		
現状	<p>市役所本庁舎、志津出張所では毎月第2・第4日曜日に、西志津と佐倉の市民サービスセンターでは土・日曜日に、一部の業務について窓口サービスを行っています。また、来庁した市民がその内容を理解しやすく、また、手早く、手続きをすませられるよう市民課、健康保険課などの窓口を担当している課が連携して対応しています。</p>		
改革の方針	<p>窓口サービス担当課の職員等による研究会を開催し、市民にとって便利で、分かりやすい窓口サービスの提供ができるように、利用状況の分析、窓口サービスの課題等の抽出等を行い、窓口サービスの見直しを行います。</p>		

整理番号	4-9	とりまとめ所属	市民課
実施項目	証明書交付窓口の拡充		
現状	<p>住民票・印鑑証明書は、本庁、出張所等の窓口で交付しているほか、自動交付機を設置し、交付しています。</p>		
改革の方針	<p>市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付、自動交付機によるサービスの再検討など、証明書交付窓口の拡充を図ります。</p>		

## 方策 5 重点施策への集中と佐倉の魅力の創造・発信

【大綱】限られた資源を有効に活用し、行政運営の持続性を維持しつつ、求められるまちづくりを進めていくために、行政評価等を活用し、様々な角度からの検証を行い、総合計画の重点施策（定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりなど）に、十分な資金や人員を投入することができるよう「選択と集中」を進めます。

特に、選ばれるまちをめざす佐倉ブランドの開発や、長期的な視点に立った佐倉の魅力を国の内外に情報発信する体制の強化を図ります。

### 【実施計画】

整理番号	5-1	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	定住・交流促進事業の実施		
現状	第4次総合計画の重点施策である、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりにつながる事業については、それぞれの施策の一環として実施されており、人口政策という観点での整理、体系化はしていない状況です。		
改革の方針	推進本部の設置等、定住人口の維持及び交流人口の増加を図る施策を体系的に推進する体制を整備します。		

整理番号	5-2	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	シティセールス戦略の構築		
現状	観光情報やイベント等を中心とした市の魅力をホームページ等で発信していますが、居住地としての視点での佐倉市の魅力発信を総合的、長期的に行うことについても研究が必要です。		
改革の方針	観光情報のみならず、本市の施策や住みやすさ等の魅力を市内外に発信し、定住人口や交流人口の増加につなげるという視点で、シティセールス戦略を構築し、情報発信を行います。		

## 方策 6 公共施設、公共インフラの持続性確保

【大綱】人口が急激に増加した高度成長期に整備された公共施設や公共インフラは老朽化が進み、今後は、大規模な改修や更新が必要となるばかりではなく、それらの改修や更新が同時期に集中することも懸念されます。

全ての公共施設の改修や公共インフラの更新をすることは、大きな財政負担が伴うことから、人口減少、少子高齢化等の社会経済状況の変化、今後の行政需要、施設需要を見据えた上で、改修や更新を計画的に行い、公共施設、公共インフラの持続性の確保を図ります。

特に公共施設の改修にあたっては、今後の維持管理コスト等を総合的に分析し、施設そのもののニーズを考慮しながら、市民が利用しやすい施設づくりを進めるとともに、ライフサイクルコストを削減する等ファシリティマネジメントの強化を図ります。

### 【実施計画】

整理番号	6-1	とりまとめ所属	資産管理経営室
実施項目	公共施設の現況調査・分析の実施		
現状	公共施設の建設年度、利用状況、管理運営にかかる経費、利用者 1 人あたりにかかるコストなどは、毎年度『佐倉市施設白書』を作成し、ホームページで公表しています。		
改革の方針	『佐倉市施設白書』刊行に加え、利用状況、類似施設との比較などにより、公共施設の有効活用度を分析し、利用促進等にかかる改善策を検討します。		

整理番号	6-2	とりまとめ所属	資産管理経営室
実施項目	(仮称) 公共施設中長期改修計画の策定		
現状	公共施設は昭和 40 年から 50 年代にかけて人口急増期を中心に整備が進められてきたことから、多くの施設で老朽化が進み、近く大規模な修繕や更新時期を迎えます。施設の更新には、大きな財政負担が必要となることから、修繕や更新は計画的に行う必要があります。		
改革の方針	各公共施設の利用状況、維持管理コストなどについて分析、評価を行い、改修時期や費用、課題などを明らかにし、中長期的な視点から、施設の改修・更新に関する方針・方策を明らかにします。		

整理番号	6-3	とりまとめ所属	道路建設課・下水道課・施設課
実施項目	インフラ施設の長寿命化計画等の策定		
現状	<p>公共インフラ（橋梁、下水道、水道等）は昭和 40 年から 50 年代の人口急増期を中心に整備が進められてきたことから、その多くで老朽化が進み、大規模な修繕や更新の時期を迎えています。インフラの更新には、大きな財政負担が必要であることから、修繕や更新は計画的に行う必要があります。下水道及び上水道施設は、長寿命化計画等に基づき、計画的な改修を行っています。</p>		
改革の方針	<p>橋梁に関する長寿命化計画を策定し、事業費の平準化を図るとともに、効率的な管理を行います。</p> <p>下水道については、第 2 次長寿命化計画の策定調査を行います。</p> <p>上水道については、アセットマネジメント（資産管理）を見直します。</p>		

整理番号	6-4	とりまとめ所属	資産管理経営室
実施項目	新電力（特定規模電気事業者）制度の導入		
現状	<p>公共施設の電気の供給は、地域電力事業者と契約しています。電力購入に一般競争入札を導入し経費を削減することは第 4 次行政改革の未完了項目となっています。</p>		
改革の方針	<p>電気料金の削減が期待できる新電力（特定規模電気事業者）制度の導入を図ります。</p>		

整理番号	6-5	とりまとめ所属	生活環境課
実施項目	本庁舎、公共施設等の省エネルギー対策の拡充		
現状	<p>省電力を推進し、環境負荷の低減を図るため、昼休みの消灯などにより、本庁舎、公共施設の光熱水費などの削減に取り組んでいます。また、一部の公共施設では、太陽光発電システムの設置、LED 化の推進、緑のカーテンの設置等に取り組んでいます。</p>		
改革の方針	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を進めるための「佐倉市地球温暖化防止実行計画」を策定し、太陽光発電システムの設置、LED 化の推進等、事業所として、事務及び事業における環境配慮を拡充します。</p>		

## 方策 7 業務執行体制の最適化

【大綱】社会経済状況の変化および市民ニーズを的確に捉えた効率的、効果的な行政運営を実現するために、業務執行体制の最適化を図ります。

そのひとつとして、『佐倉市人材育成の基本方針』に基づき、職員自らが改革に取り組む意識を高め、自主的かつ主体的に能力の向上を図ることができる環境を実現する等、職員力の向上に努めます。

また、職員数と合わせ、人件費、職員給与については、近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、適正なものとなるように、不断の見直しを行います。

### 【実施計画】

整理番号	7-1	とりまとめ所属	総務課
実施項目	定員・組織の見直し		
現状	定員管理適正化計画に基づき、簡素で効率的・効果的な組織の構築に努めています。また、再任用職員、任期付職員、社会人経験者等の多様な人材の採用を図っています。		
改革の方針	近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、第3次定員適正化計画を策定し、計画的に職員採用等を行うとともに、雇用形態の多様化を図ります。 また、行政需要、社会経済状況に柔軟に対応するため、組織機構の見直しを行います。		

整理番号	7-2	とりまとめ所属	総務課
実施項目	職員給与の点検・見直し		
現状	職員給与は、人事院勧告や県の人事委員会の勧告等に基づき、県の給与制度に準じた運用を行うとともに、こうほう佐倉及びホームページで公表しています。		
改革の方針	近隣類似団体との均衡に配慮しつつ、点検及び見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めます。		

整理番号	7-3	とりまとめ所属	下水道課
実施項目	下水道事業特別会計の地方公営企業法適用会計への移行		
現状	長期的に安定した事業運営を実施するための経営の健全化や計画性・透明性の向上を図るため、地方公営企業法適用会計への移行に向けた会計システムの構築などを行っています。		
改革の方針	下水道会計を地方公営企業法の全部適用会計へと移行します。		



## 方策 8 財政基盤の強化を図るための財源の確保に向けた工夫

【大綱】行政運営の持続性を確保するため、長期的な視点から財政基盤を強化することが、喫緊の課題であることから、財源の確保に向けた取組みの強化を図ります。

優良企業の誘致や農業を含む産業振興は、税収の確保や雇用の創出に大きく影響するため、国や県、関係機関との連携強化に努めるなど、市内経済の活性化の促進に努めます。

また、公平性の観点からも、市税をはじめとした収納率向上を図るとともに、滞納を未然に防ぐため、自主的な納付に向けた啓発や納付機会の拡充などに努めます。

その他、未利用地の売却、市有財産の貸付、広告収入の確保などについても取組みを進めます。

### 【実施計画】

整理番号	8-1	主管課	収税課
実施項目	市税等の口座振替率の向上		
現状	市税、国民健康保険税等の収納は、窓口収納（市役所や金融機関）、口座振替及びコンビニ収納により行っています。		
改革の方針	口座振替制度の認知度及び口座振替率の向上を図るため、口座振替キャンペーンを実施します。		

整理番号	8-2	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	有料広告等の導入による収入の拡充		
現状	ホームページバナー広告、庁舎の壁面広告、庁用車への広告掲載、市民課封筒の寄付等を募集しています。		
改革の方針	市の保有する財産や発行する印刷物等に、広告を掲載する有料広告等を拡大します。また、ネーミングライツの導入を検討します。		

整理番号	8-3	とりまとめ所属	企画政策課
実施項目	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度の拡大		
現状	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度については、ホームページで案内をしていますが、寄附受入件数は増えていない状況です。		
改革の方針	寄付しやすい環境を作るため、パンフレットの作成・配布等により、佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度の認知度の向上を図るとともに寄附方法の多様化を図ります。		

整理番号	8-4	とりまとめ所属	産業振興課
実施項目	企業立地促進施策の拡充		
現状	佐倉市の特性（立地条件、誘致助成制度等）を活かした企業誘致を積極的に行っています。		
改革の方針	ふるさと融資制度の創設、流通業務施設に係る開発区域の企業立地促進区域への追加など、企業立地促進施策を拡充します。		

整理番号	8-5	とりまとめ所属	資産管理経営室
実施項目	財産収入の拡充		
現状	当面利用計画のない普通財産の売却を進めているほか、庁舎への自動販売機の設置を入札により実施するなど、土地、建物等市有財産を活用した収入の拡大に取り組んでいます。		
改革の方針	寄附機能付自動販売機の設置など、市有財産を活用した収入の拡充を図ります。		